

LPガス容器と火気との距離について

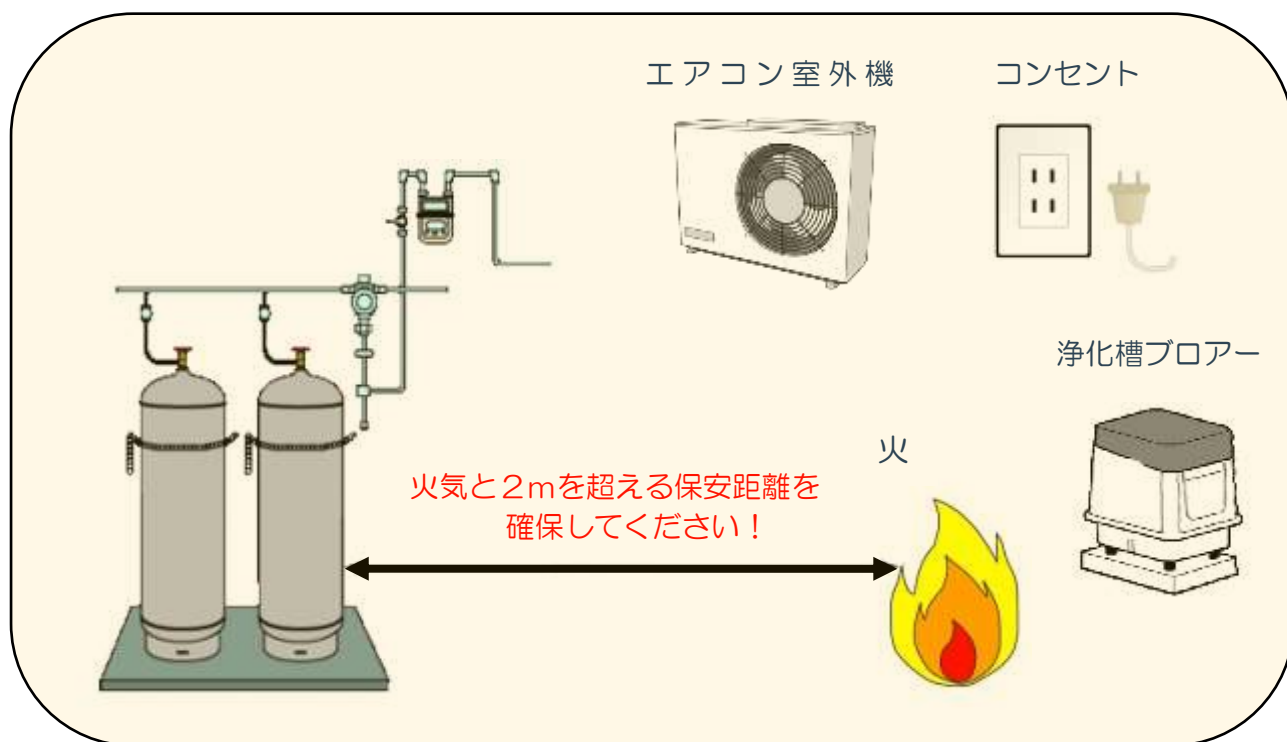
LPガスの保安に関する法律では、LPガス容器（ボンベ）と火気（着火源）は2メートルを超えて置かなければならないと規定されています。

火気とは、一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚き火の火、ストーブの火等が該当しますが、エアコン室外機、浄化槽ブローア、石油ボイラー、洗濯機、冷蔵庫、コンセントなどの電気製品も火気に該当する場合があります。

次の3項目のうちいずれかの条件を満たさない場合、電気製品は火気に該当しますので、2mを超える保安距離を確保するか、不燃性の隔壁で遮る措置を講じるようにしてください。

- ① 直接裸火をもたないこと。
- ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が外に出ないこと。
*日常使用しない接点など（保守及び点検用など）は、接点として扱わない。

※ この件につきましては、電気工事業者や家電販売店が知らない場合もございますので、電気製品などをLPガス容器（ボンベ）の2メートル以内に設置せざるをえないときは、事前にお取引のLPガス販売店へご連絡ください。



LPガス販売店